

Öffentliches Recht Bd. VIII Heft 3, 1939) に掲載せられた同裁判所長フィットレツリの論文「憲法裁判所の十年」[Paul Vittorelli, Zehn Jahre Verfassungsgerichtshof] 並に高柳教授の好意に依り同教授より借り受けたアイゼンマン著「憲法裁判とオーストリアの憲法裁判所」[Charles Eisenmann, La justice constitutionnelle et la haute cour constitutionnelle d'Autriche, 1938] に依り、其の一斑を紹介しようとするのである。

一 憲法裁判所の由來及び性質

オーストリアの憲法裁判所は大戦に因る革命後の新政府に依つて始めて設置せられたものであるが、しかし組織に於いてこれが前身とも見るべきものは、舊憲法の下にも存在して居たのであつて、それは即ち帝國裁判所 (Reichsgericht) であつた。それは司法裁判所及び行政裁判所以外に特殊の組織を爲した特別事件に付いての裁判所であつたが、しかし正常なる意味に於いての憲法裁判所と見るべきものではなく、唯権限裁判所として行政權と司法權との間又は各州の州會と政府との間の権限爭議を裁判するの外には、行政廳の違法處分に依り憲法上に保障せ

られて居る權利を毀損したりとする訴訟及び國又は州に對する個人又は法人の權利に關する争で民事事件に屬しないもの(例へば官吏の俸給權に付いての争)を裁判するものに過ぎなかつた。即ちそれは唯権限裁判所及び特別行政裁判所の性質を有するものであつたのである。

革命に依つて帝國裁判所はその存立を失つたので、之に代はるべきものとして、假國民議會

(Provisorische Nationalversammlung) は一九一九年一月二十五日の法律に依り憲法裁判所(初め

¹⁾ Deutschösterreichischer Verfassungsgerichtshof と云ふ名稱を附せられたが、翌一九二〇年に、單に Verfassungsgerichtshof と稱することに改められた) を設置した。それは初には唯名稱だけを新にした

に止まり、其の權限に於いては全く舊時代の帝國裁判所の職務をそのまま繼承したものであり、其の組織及び訴訟手續に付いても、舊帝國裁判所に關する規定が全部準用せらるべきものと定められた。唯其の名稱に於いて當時既に憲法裁判所の名を稱することとしたのは、將來追つて之をして真正の意義に於いての憲法裁判の機關たらしむることを豫期した爲であつて、假國民議會は斯かる機關の設置を甚だ望ましいものと爲したけれども、唯假議會に於いて之を決することは假議會の性質に反するもので、それは唯確定の憲法を決すべき本議會のみ爲し得べき所

であるとしたのであつた。

併し、一九一九年三月十四日の「國會法」(Gesetz über die Volksvertretung)に依り、既に國民議會はオーストリアの假憲法に重要な變更を加ふると共に、憲法裁判所に頗る重要な新権限を付け加へた。それは各州議會の議決した法律に對し聯邦政府から之を憲法違反として提起する訴訟を裁判するの權である(一五條)。同法に依れば、各州の政府は法律公布前に法律の決議を聯邦政府に報告することを要し、而して聯邦政府は其の報告の時より十四日以内に州議會の再議を要求し、若くは之を憲法裁判所に告訴することが出来る。後の場合には憲法裁判所は一ヶ月以内に其の判決を爲さねばならぬが、其の判決に依り憲法に違反せずと決するまで、州政府は其の公布を延期せねばならぬものと定められて居る。

同年四月三日には、更に新法律に依り憲法裁判所の組織及び権限に重要な變更を加へられた。就中、其の権限に關しては、舊憲法に依る「政治責任裁判所」(Staatsgerichtshof)の権限が、憲法裁判所の権限として追加せられた。

是が一九二〇年十月一日のオーストリア憲法の實施せらるるに至るまでの憲法裁判所の状態

であつた。それまでは憲法裁判所といふ名稱は未だ完全には其の實を得なかつたもので、憲法の制定に依つて始めて完全に其の名稱に價するだけの権限が與へられたのである。

一九二〇年の新憲法は、憲法裁判所をして、完全なる意義に於いての最高の憲法擁護の機關たらしめたのみならず、之に加ふるに尙一九二五年七月三十日の憲法改正に依つて、其の権限に重要な擴張が加へられた。其の権限は、其の名稱に依つて示されて居るよりも遙に廣き範圍に亘るもので、それは單に立法議會のみならず又政府が憲法を遵守することを擔保するものであり、又行政廳の發する命令が法律に牴觸するものであるや否やを審査するの權が有り、更に政治責任裁判所として最高の行政諸機關の憲法若くは法律違反に對する責任を裁判する。其の外尙権限裁判所として、選舉裁判所として、及び特別行政裁判所としての権限を有する。而して此等の總ての事件に關してそれは一審であり且つ終審である。要するにそれは國の大事に關する殆ど總ての事件に付いて法を宣告するもので、實に最高の政治裁判所とも謂ひ得べく、政府、議會及び司法裁判所の外に立ちて、憲法その他重要な公法事件に付いての國家の最高機關たるものである。

二 憲法裁判所の構成

憲法裁判所は右に述べたやうな重大な権限を有するものであるから、其の裁判官を如何にして選任すべきかは極めて困難な問題である。それは或る意味に於いて政黨の争を裁斷し、政治の領域に於いても法規の支配を確保すべき任務を有するものであるから、その問題に關する政治上の争の激しければ激しい程、公平の人を得る事の必要が一層痛切であり、而してそれだけに又一層困難である。

オーストリアの憲法制定者は、第一に裁判所長及び裁判官の全員を終身官たらしめ、以て其の獨立を擔保したことの外、如何にして之を選任するかについては、二つの特別な政治事情を顧慮する必要が有つた。其の一は、議會主權主義を基調とする憲法に於いて、議會に對し或る監督権を行ふ裁判官の選任に付いて議會をして關與せしめないわけには行かなかつたことである。他の一は、憲法裁判所は聯邦の機關であつて、而も各州の立法及び行政の上に監督権を行ひ、且つ聯邦と各州との關係に付いての最高の解釋権を有するものであるから、此の中央集權

的傾向に對する代償として、各州をして裁判所の構成に關與せしむる必要の有つたことである。

此の二點の考慮に基づき、憲法裁判所の裁判官は、凡て國民會議(Nationalrat)及び聯邦會議(Bundesrat)に於いて選任するものと定められた。オーストリア憲法第四百七條は依れば、憲法裁判所は所長(Präsident)一人、次長(Vizepräsident)一人、並に必要なる數の正員(Mitgliedern)及び補員(Ersatzmitgliedern)から成るものとせられて居る。現行の法律(一九二一年七月十三日の構成法 Organisationsgesetz 一條)に依れば、正員十二人、補員六人の定である。此等の中所長、次長並に正員及び補員の半數は國民會議に於いて選舉し、正員及び補員の殘餘の半數は聯邦會議に於いて選舉する。前者は議會主權主義の思想に基づいたもので、統一的傾向を見はし、後者は各州をして參與せしむる必要に基づいたもので、分立的傾向の現はれである。唯前者をして後者よりも優越の勢力を有せしめ、所長及び次長は専ら前者に於いて選舉するものとしたのである。

兩會議に於いて之を選舉するに當つては、實際には豫め各政黨間の諒解に依り、各黨より大約その議員數に比例した數の裁判官を選出するのであるが、其の選舉の結果を出來るだけ政治

闘争の外に立たしめようとする爲の法律的手段としては、第一にその選舉せられた者を凡て終身官として居ることの外、第二に、所長、次長並に正員及び補員の三分の二は、國民會議、聯邦會議又は各州議會の議員から取ることを得ないものと定めて居る。即ち、憲法は立法部の議員が全然憲法裁判官たり得ざるものとは爲さず、唯議員で裁判官たる者は常に少數であつて、議員に非ざる裁判官が必ず多數を占むることを擔保して居るのである。現在は憲法裁判所の定員は合せて二十人であるが、その中唯正員四人、補員二人、合せて六人が立法部の議員たり得るだけで、其の他の十四人は議員外のものでなければならぬ。之に反して、第三に、聯邦政府又は各州政府の各員は凡て裁判官たり得ないものとせられて居る。

立法部の議員が同時に裁判官となり得ることが果して裁判の公平を妨ぐる虞なきや否やは付して、所長フィツトレツリは左の如く述べて居る。

「寧ろ立法部の議員は凡て裁判官に選ばれるを得ないものと定めた方が適當でなかつたか否かは、今は暫く措いて論じない。

唯それに依つて少くとも裁判所が政黨政治の影響を被ることの外見を避け得たであらう。

此の外見あるが爲に、舊帝國裁判所に付いては立法部の議員がそれにも少からず加はつて居るに拘らず嘗て攻撃を加へられたことはなかつたのに、憲法裁判所に對しては、公然之を、「政治的勢力に支配せられて居る又は支配せられ得べき制度」であると批評する者をすら生じて居る。

しかし事實に於いてそれは唯外見に過ぎないことを茲に斷言することは無益でないであらう。裁判官として假令實際政治家が加はつて居るとしても、それには反對派の政治家のみならず嘗て政治の舞臺に立たなかつた者又は全然政黨關係の無い者が對立して居ること、及び裁判官の法律的理解が自分の世界觀から出たものであつて、各場合に於ける特別の政治的考慮から出て居るものでない場合には、政黨の影響の如きは初より問題外に在ることは、暫く度外視するとしても、凡ての裁判官が例外なく各事件に付いて根本的の審理研究を遂げ、以て出來得べきだけ適切な判決を得ることに努むることの事實は、決して看過し得べきではない。同一政黨に屬する裁判官であつて、同一事件に關する法律的判斷に付いて意見を異にするところが稀でないことは、最も明白に此の事を示すものである」。

憲法裁判所は其の正員の中から三年の任期を以て常任の専理官(Referent)を選任することが出来る。但し専理官は立法部の議員たる者の中からは取ることを得ないものとせられて居り、それは専理官が特に重要視せられて居ることを示すものである。

憲法裁判所の裁判は原則として總會に於いて行はれる。總會には所長、次長及び議員の全部を招集することを要する。若し故障ある者が有れば、成るべく選任順に依り補員を招集する。但し其の補員は故障ある正員を選擧した會議に於いて選んだ者でなければならぬ。例外として憲法第三百三十七條第二項(官吏の俸給に關する訴)第四百四十四條第二項(官吏の權利毀損に關する訴)の場合には所長又は次長と専理官二人及び其の他の裁判官二人より成る部會に於いて裁判する。但し部會は若し部員二人の要求が有れば部會の審理に屬する事件を總會に送付することが出来る。

三 憲法裁判所に依る法律及び命令の審査

憲法裁判所の最も重要な權限は法律及び命令の審査權に在る。法律に付いては其の憲法違

反ならざるや否や、命令に付いては其の法律違反ならざるや否やに付き、憲法裁判所が其の審査權を有する唯一の裁判所である。行政廳は勿論一般の司法及び行政裁判所も、憲法裁判所の裁判に依るの外は、自ら之を審査する權能なく、法律は勿論命令に付いても、之を合法的のものとして適用せねばならぬ拘束を受くるものである。

一 裁判開始の要件

憲法裁判所が法律命令を審査する權能を生ずるには四の場合が有る。(一)聯邦政府の申立に依る場合、(二)各州政府の申立に依る場合、(三)憲法裁判所自身の職權に依る場合、(四)裁判所の申請に依る場合(命令のみに付いて)是である。

(一)聯邦政府は各州の法律を憲法違反なりとし及び各州の行政廳の發した命令を法律違反なりとする場合に、之を憲法裁判所に申立つることが出来る。

(二)反對に、各州の政府は聯邦の法律が憲法違反であること及び聯邦行政廳の發した命令の法律違反であることを憲法裁判所に申立つることが出来る。

(三)憲法裁判所自身は其の裁判の基礎となるべき法律又は命令が憲法又は法律に適合するや

否やに付き疑ひあるときは、職權に依り其の法律又は命令に付き審理を聞くことが出来る。法律又は命令が憲法裁判所の裁判の基礎となるには、直接の場合と間接の場合とが有る。直接の基礎たる場合は、憲法裁判所が、或は特別行政裁判所として、或は権限裁判所として、或は選舉裁判所として、或は政治責任裁判所として、特定の事件を審理するに當り或る法律又は命令を適用すべき場合がそれである。間接の基礎たる場合は、裁判の直接の目的たる行政廳の行爲の適法なりや否やを決する爲に其の準據せる法律又は命令の效力を決定する必要がある場合である。例へば或る人が違憲の法律に基づいて行はれた行政處分に依つて憲法上の保障ある權利を毀損せられたとして訴を起した場合、州知事が聯邦政府から聯邦政府の命令に従はないといふ理由で憲法裁判所に訴追せられたのに對し、其の辯解として其の執行を命ぜられた命令が權限なき官廳より出でたものであること、又は其の命令を執行することは刑法の規定に觸れることを主張する場合、命令が違憲の法律に基づいて發せられたものとして攻撃せられた場合の類である。凡て法律又は命令が憲法裁判所の爲すべき裁判の基礎たるや否やは憲法裁判所が自ら之を認定するの權を有するもので、若し之を肯定するときは單純の決議を以て法律命令の審査の

終局するまで其の訴訟手續を中止するのである。

(四)普通の裁判所(各審級の裁判所、特別裁判所、行政裁判所を包含する)に於いて、其の審理する訴訟手續中其の適用すべき命令を違法なりとするときは、其の訴訟手續を中止し、憲法裁判所に其の命令の取消を申立つることが出来る。即ち裁判所は聯邦の命令でも、各州の命令でも、それが適法であるや否やの疑ひが有る場合には、憲法裁判所の審理を求むることが出来るのであるが、それには一の條件が必要で、それは其の命令が其の爲すべき裁判の直接又は間接の基礎たることである。或は直接に其の命令を適用すべき場合か(例へば命令で定まつて居る罰則を適用すべき場合)、或は命令の適法であるや否やが裁判の先決問題である場合(例へば違法と主張せらるる命令の適用に依つて生じた損害の要償の訴)かでなければならぬ。裁判所は其の申立に於いて此の條件の満たされて居ることを明示することを要する。

若し命令が既に廢止せられた後であれば、裁判所は其の命令の違法であつたことの確認を憲法裁判所に申立つることが出来る。是は其の命令の有効であつた間に行はれた行爲又は起つた事實に付き、命令の廢止せられた後に、裁判所が裁判を爲すべき必要を生じた場合に起り得る

所である。

若し裁判所の裁判の基礎となるべき命令が、憲法裁判所の判決に依り既に違法として取消されたものであるときは、裁判所は更に審査を申立つることなくして、直に憲法裁判所の判決に拘束せられる。是は手續の重複を避くる爲の當然の規定である。

憲法裁判所に於ける法律命令の審査は、以上四の場合に限られて居る。随つて、(1)各個人からは直接に憲法裁判所に對し法律命令を無効なりとする訴を提起することを得ない。唯各人は違法の行政處分に依り權利を毀損せられた場合には、憲法裁判所又は行政裁判所に出訴することが出來、而してその訴訟に於いてその處分が違憲の法律又は違法の命令に基づいて居ると主張するときは、憲法裁判所の職權又は行政裁判所の申請に依り法律命令の審査が開始せらるるのであるから、間接には各個人も之を主張する權あるものと謂ふことが出来る。(2)裁判所は唯命令に付いての審査を求むることが出来るだけで、法律に付いては其の審査を要求し得ないものとせられて居る。オーストリアの憲法第八十九條第一項には「裁判所ハ適法ニ公布セラレタル法律ノ效力ヲ審査スルノ權ヲ有セス」とあり、即ち從來の多數諸國の例に於けると同様に、オ

ーストリアに於いても、裁判所は法律に對しては絶対の服從の地位に在り、假令之を憲法違反なりと認めたとしても、尙憲法裁判所の審理を申立つることを得ないのである。是は憲法裁判の効果を頗る薄弱ならしめて居るもので、折角憲法裁判所を設けながら、尙聯邦政府又は各州政府の申立の無い限りは、憲法違反の法律をそのまま有效ならしめ、裁判所は之を適用せねばならぬものとせられて居るのである。アイゼンマンは其の理由を説明して、是は一に、憲法の起草者が憲法裁判所の權限を初から餘りに擴大し、立法權に對する裁判上の監督の範圍を餘りに強くすることは、國會の反對を招き、それが爲にその制度全體の運命を犠牲にすることとならんことを恐れた爲であると爲し、之を以て此の制度の重大なる缺陷として居る。

法律の審査を申立て得る者が、聯邦の法律に付いては各州政府、各州の法律に付いては聯邦政府に限られて居るのは、オーストリア憲法が聯邦主義を基礎とするものであることに依つてのみ理解し得べきものである。舊オーストリア帝國が種々の民族を包容して居たに拘らず憲法上の制度としては統一制の國家であつたのに反して、新共和國は殆どドイツ系の民族のみより成るものとなつたに拘らず、憲法上は却つて聯邦主義を取り、憲法に依つて聯邦の權限と各州の

権限とを分配し、互に其の権限を侵すことを得ないものとして居る。聯邦の立法權と各州の立法權とは憲法の下に各一定の権限を守つて相並立するもので、従つて其の権限の侵犯に對して、相互に其の匡正を求むる爲に出訴し得るものとせられたのである。

フィットレツリに依れば、既往十年間（一九二九年一月まで）に憲法裁判所の裁判に付せられた命令の審査は合計四十六件で、其中聯邦政府又は各州政府の申立に依るもの各二件、裁判所の申請に依るもの二十九件、職權に依るもの十三件であり、法律の審査は合計十七件、其の申立に依るもの七件、各州政府の申立に依るもの三件、職權に依るもの七件であるといふ。

二 訴訟の目的

法律命令の審査を求むる訴訟は言ふまでもなく、命令に付いては其の法律に適合するや否や、法律に付いては憲法に適合するや否やの確認を求むることを目的とするものである。

(一) 命令の審査 行政廳が命令を發し得るの權は聯邦憲法第十八條「(1) 一切ノ公ノ行政ハ法律ノ根據ニ基クニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ。(2) 各行政廳ハ其ノ權限内ノ事項ニ付法律ノ

範圍内ニ於テ命令ヲ發スルコトヲ得」とある規定に根據を有する。即ちオーストリア憲法に依つて許されて居る行政廳の命令は、唯所謂委任命令と執行命令とのみであり、其の命令が適法である爲には、行政廳の實質的及び地域的の権限に屬するものであることを要し、又其の内容に於いて法律に牴觸しないものであることを要する。此等の點に付き憲法裁判所は既に種々の判決を與へて居るが、アイゼンマンの所述に依り、其中殊に著しい一二の例を挙げると、

(a) 命令とは何を謂ふかに付いては、判例は「命令とは法律の形式に依らざる一般的法規を謂ふ」(eine nicht in Gesetzesform erfließende generelle Norm)と定義し、Verordnung, Entschliessung, Kundmachung, Erlass 等如何なる名稱を用ゐて居ても、それは關係は無いとして居る。假令命令(Verordnung)の形式を以てしたものであつても、鐵道局の命令を以て運賃率を變更したが如きは、契約の申込であり、憲法の意義に於いての命令ではなくして法律行爲であり、隨つて憲法裁判所の審査に屬すべきものではないと曰つて居る。

(b) 法律が特定の官廳に命令を發することを委任した場合には、其の委任せられた官廳が自ら之を定むることを要するもので、之を他の機關に再委任することは許されない。故に法律が

或る事を聯邦政府に委任して居る場合に、其の委任に基づく省令に於いて州政府が之に對する必要なる特例を定むることを得べきことを規定して居るのは違法である。何となればそれは聯邦政府に委任せられて居る事柄を更に州政府に再委任するものであるからである。

(c) 命令が法律の委任に基づいて發せられる場合には、その委任の範圍を越ゆることなきや否や、殊にその委任せられた以外の他の目的の爲にするものに非ざるや否やは、憲法裁判所が其の審査權を有する。

(d) 州政府の命令が法律の委任の限界を超過する場合には、假令その命令が聯邦政府又は其の一大臣の諒解を得て發せられたものであつても、尙違法の命令なることを失はない。

(e) 命令に溯及的效力を與ふることは唯法律のみ之を爲すことが出来る。法律の規定に基づかず、命令自身の力に依つては過去の事實に溯つて效力を及ぼすものと爲すことを得ない。

(二) 法律の審査に關して、第一に生ずる問題は、形式上に法律として公布せられたもののみが憲法裁判所の審査に屬するか、又は形式上には正式に法律として公布せず單純な議會の決議として定められたものでも、實質上立法行爲に該當するものは等しくその審査に屬するか

の問題である。時として法律は明文を以て此の如き場合に憲法裁判所の審理を申立て得べきことを定めて居ることが有る。一九二二年三月三日の財政法(一九二五年に改正)に依れば、州議會の議決を以て聯邦の直接税に對し州税として百分の二百以内の附加税を賦課し得ることを定め、而して若し此の議決が違法である場合に州議會に於いて聯邦大藏大臣の取消の通牒が有つてから三ヶ月以内に之を取消さないときは、聯邦政府から憲法裁判所の審理を要求し得べく、此の場合には法律の審査に關する規定が準用せらるべきものと定めて居る。併し斯かる特別の法律の明文の無い場合にも、議會の單純の議決を以て實質上立法行爲たるべきことを定め、而も正式に法律として之を公布しなかつた場合に、憲法裁判所が之を違憲の法律として破毀すべきものと判決した例も有る。一九二一年にチロール州の議會が、その頃オーストリアの貨幣價格が極端に低落して居つた爲に、州内の旅宿下宿屋等に宿泊する州民以外の旅客の支拂はオーストリア貨幣を以てすることを得ず、ドイツ貨幣を以て販賣する旅客金券のみに依るべきことを議決した。聯邦政府は貨幣制度は専ら聯邦の權限に屬すといふ理由で、此の「法律の性質を有する議決」を違憲なりとして、憲法裁判所に訴へた。憲法裁判所は之を適法の訴として受理し、全

聯邦内に法律に依り有効の支拂として認めらるる貨幣の通用を或る目的に限り制限することは行政處分ではなくして立法行為であり、それを法律の形式に依らずして定めることは、それだけでも違憲であるのみならず、其の實質に於いても、聯邦の法律の效力を州議會の議決に依つて制限することは違憲であるといひ、此の二重の違憲を理由として其の取消を命ずると共に、其の初の議決は法律公報を以て公布したものではなかつたが、其の取消は一般に公布すべきことを命じた。

聯邦法律又は州法律の内容が憲法に適合するや否やに關して最も多く問題となるのは聯邦と各州との間に於ける権限の分配の問題である。殊に聯邦政府から州法律の違憲に付き、州政府から聯邦法律の違憲に付き訴を起すのは、主として此の點に基づいて居ることはいふまでもない。聯邦憲法には専ら聯邦の立法權に屬すべき事項と専ら各州の立法權に屬すべき事項とを分ち規定して居るけれども、其の規定は甚だ抽象的で明瞭を缺いて居るのみならず、聯邦の權限に屬する事項と各州の權限に屬する事項とが屢々密接の關係を有し、同一の事件が見方に依つて雙方の權限に屬するものと見られ得ることが有る。其の明白なる標準を缺く場合には憲法裁判

所は頗る廣い裁量權を有し、法を宣告すといふよりも寧ろ法を作成すといふを適當とすべき場合が多い。一二の判例を挙げると、

(a) 聯邦憲法(一〇條八號)に依れば、工業に關する事項に付いての立法權は聯邦に屬し、道路に關する立法權は各州に屬する。電線を道路に敷設する權利の特許は主としては工業制度に關するもので、唯從たる結果として道路法に關するに止まるものであるから、聯邦が専らその立法權を有する。

(b) 聯邦憲法(一一條二號)に依れば、職業的代表會議に關する立法權は、農業及び森林業に屬するものを除くの外、聯邦に屬する。小作人會議(Pächterbeiräte)の設置は農業に關するものであり、且つ一般に農業の保護獎勵に關しては、憲法一〇條乃至一四條に於いて之を聯邦の權限に留保する何等の規定も無いから、各州の權限に屬するものである。

(c) 聯邦憲法(一〇條六號)に依れば、私法規定は一般に聯邦の立法權に屬するが、一五條五項には別に各州が其の立法權に屬する事項の範圍内に於いては私法規定に屬すべき事項をも定め得ることを認めて居る。小作契約の締結及び解除並に之に關する訴訟手續に付いての規定は、

農業の保護に關する各州の權限を行ふ上に缺くべからざるものと見るべきではなく、私法規定を定むることを主たる目的とするものであり、隨つて州はその權限を有しない。

三 判決と其の効果

法律命令の審査に付いての裁判手續は、出来るだけ迅速を旨とし、審理開始の時から成るべく一月以内の判決を爲すべきものと定められて居る。其の法廷には裁判長の外少くとも八人の裁判官の列席を要する。

判決は法律又は命令の全部若くは一部を憲法又は法律に違反するものとして破毀することが出来る。若し命令が既に效力を失つたものであつた場合には、其の違法であつたことを確認することが出来る。法律又は命令の或る條項のみが違憲又は違法である場合には、其の條項だけを破毀することが出来るけれども、その場合はその條項だけを削除しても、他の條項は尙それとは獨立に有效として存続し得る場合でなければならぬ。

憲法裁判所の判決は最終の確定力を有するもので、再審は全く許されない。一たび合法として判決せられた法律命令に對しては、何人も再び同一の理由を以て之を争ふことを得ない。其

の判決は又總ての公の機關を拘束する力を有する。

法律又は命令が違憲又は違法として破毀せられた場合には、關係政府は直に之を廢止せねばならぬ。命令に付いては其の廢止の義務を負ふ者は、聯邦の命令に付いては、其の規定事項の種類に應じ、其の事項に付いての聯邦主任大臣である、下級廳の命令であつても、尙其の廢止は主任大臣が之を爲すのであり、且つ假令その命令が初には公布せられなかつたものであつても、その破毀判決は聯邦の法律公報を以て公布せねばならぬ。各州の命令に付いては、法律に別段の規定の無い場合には、判決に於いてその廢止の義務ある官廳を指定することを要するもので、その規定事項が州の本來の權限に屬するものであれば州政府、聯邦の法律の執行に關するものであれば州知事がその廢止を爲すべきものとせられて居る。その判決は各州の法律公報を以て公示せられる。法律に付いては、聯邦の法律は聯邦宰相、各州の法律は州知事が其の廢止の義務を負ふ。法律又は命令の何れに付いても、その廢止を公布するには憲法裁判所の判決の番號及び日附を明示しその判決に基づき廢止する旨を記さねばならぬ。若し廢止の義務ある者がその義務を充さないときは、憲法裁判所からの申立に基づき、聯邦大統領に於いて之を

執行せねばならぬ。

法律又は命令が憲法裁判所の判決に依り違憲又は違法として破毀せられたとしても、破毀に依つてその法律命令が既往に溯つて當然に無効となるのではなく、唯権限ある官廳が之を廢止するに依つて始めて將來に向つて效力を失ふものとなるを原則とする。但し此の點に付いて法律と命令との間にはその效果に著しい相違が有る。

命令に付いては、例外なく其の廢止が公布せられた日から命令は直に效力を失ふものと定められて居る。聯邦憲法一三九條二項には「憲法裁判所ノ判決ニ依リ命令ヲ違法ナリトシテ破毀シタルトキハ當該行政廳ハ遲滯ナク其ノ廢止ヲ公布スル義務ヲ負フ、廢止ハ公布ノ日ヨリ其ノ效力ヲ生ズ」とある。法律に付いては、之に反して、憲法裁判所は六ヶ月以内の期間を定めて法律が效力を失ふべき時期を延期することが出来るものとせられて居る。憲法一四〇條三項には「憲法裁判所ノ判決ニ依リ法律ヲ違憲ナリトシテ破毀シタルトキハ聯邦宰相又ハ當該州知事ハ遲滯ナク其ノ廢止ヲ公布スル義務ヲ負フ、其ノ廢止ハ憲法裁判所ガ其ノ效力ヲ失フべき時期ヲ限定シタル場合ヲ除クノ外公布ノ日ヨリ其ノ效力ヲ生ズ。憲法裁判所ノ限定スル時期ハ六ヶ月ヲ超ユル後ナルコトヲ得ズ」とある。即ち法律に付いてはそれが憲法違反であることを判定したにも拘らず尙判決の後六ヶ月間は之を有效ならしめて置くことが出来るものとして居るのである。是は裁判所の頗る重要な権限であつて、或る限度に於いて憲法の效力を制限し得る準立法的特権とも見るべきものである。

何故に法律と命令との間に此の如き差異を認めたと云へば、それは命令に付いては、其の廢止と共に當該官廳が直に之に代るべき適法な命令を定むることが可能であるに反して、法律に付いてはそれに代るべき法律を制定する爲には特に議會に提出してその審議を求むることを要し、而して議會の議決を得る爲には多少の時間が必要であるから、若し即時に其の效力を失はしむるときは一時法律的秩序の上に空缺を生ずる虞が有るからである。憲法裁判所の判決の中には、既に此の特権を利用して、憲法違反と決した法律を一時引續き效力を有せしめたことが有る。其の最も興味ある一例を挙げると、聯邦憲法に依れば保險に關する立法は凡て聯邦の権限に屬するものとせられて居るが、經過法に依つて一時此の規定は適用せられず、聯邦と各州との権限の分配に付いて、舊憲法の規定が適用せられて居た。然るに此の經過法の行はれて

居る間に、一九二二年の聯邦の一法律に依り、舊帝國時代から傳はつた疾病保險法を改正して、農業及び森林業の被備者に關する保險に付き、從來之を州の立法に一任して居たのを改め、強制保險に依らしむることとした。或る州の政府から之を違憲として出訴したが、憲法裁判所は其の主張を容れ之を違憲なりとして判定して曰く、「舊憲法の權限規定は自由主義の思想の行はれて居た時代から傳はつたもので、此の時代には國家の權力を極めて限られたものたらしめ、強制保險の如き權力を國家に屬せしむることを思考しなかつた爲に、此の權限は他の多くの重要な權限と共に第十一條の列記の中から漏れて居る。此等の規定は今日の國家思想及び聯邦と各州との權限の分配に付いての思想と兩立し難いものである。それは舊帝國時代の末年から既にさうであつたので、實際には此の憲法の規定は常に破られて居たのである。併し新憲法に依り憲法違反の法律が破毀せらるべきものと定められた上は、もはや此の從來の慣行を繼續することが不可能となつた。裁判所は此の法律が社會上の大なる進歩を示す必要の法律であつて、之を破毀することが實際上に甚だ遺憾な結果を來すことを熟知する者であるが、唯それが舊憲法の權限規定とは調和し得ないものである爲に、裁判所の使命が嚴格に憲法を遵守することに在

ることに鑑み、茲に此の法律を憲法違反として破毀すると共に、憲法第四百十條に定むる最大期間たる六ヶ月の後を以て此の法律が效力を失ふべき時期と定め、以て憲法上正當の權限ある機關が、憲法に従ひ必要なる近代的社會政策立法を爲すの餘裕あらしめる云々」と。

法律命令の破毀の効果は原則としては唯將來にのみ及ぶもので、既往に溯るものではない。それが違憲又は違法と決せられたに拘らず、過去に於いては有效であつたので、その既に發した効果はそのまま存続する。隨つて法律命令に依つて従前の法律命令を廢止した後それが破毀せられたとしても、その既に廢止せられた舊法は當然には復活しない。是は一時法律的秩序に空缺を生ずる結果となり得るので、之を救ふ爲に一九二五年に、憲法裁判所の判決に依り前に廢止せられた舊法を復活せしむることを宣告し得べきものとする法律案が提出せられたけれども、それは憲法裁判所の權限を餘りに擴張するものとして否決せられた。同じ理由により又破毀せられた法律命令に基づいて行はれた行政處分も當然其の效力を繼續する。唯問題となるのは、一事件に關する處分でなく一般的の法則が破毀せられた法律命令に基づいて定められて居る場合、殊に法律に基づく命令の發せられて居る場合に、それが法律の破毀に依つて、如何な

る影響を受くるかに在る。それはその根據たる法律の廢止せられた場合と同様の原則の適用せらるべきもので、即ち委任命令であれば、その委任を與へた法律が破毀せられても當然に效力を失ふものではなく、執行命令であれば、その破毀に依つて當然效力を失ふべきものである。但し判決に依り法律の效力を失ふべき時期を延長した場合には、その法律に基づいて發せられた執行命令も、その時期までは完全に效力を保有すべきもので、裁判所は其の時期以前に命令の效力を失はしむることを得ない。

併しながら法律命令の破毀の効果が既往に溯らないことの原則には重要な例外が有る。

(1) 普通の裁判所から或る訴訟事件の先決問題として、命令の合法性に付き憲法裁判所の審理を求めた場合に、憲法裁判所がその命令を違法として破毀したときは、裁判所は憲法裁判所の判決に拘束せられ、隨つてその訴訟事件に付き命令を適用することを得ないもので、その限度に於いては、破毀の効果が溯及力を有する。若し破毀の効果が絶対に既往に溯らないものとするれば、此の場合でも過去に發生した事實にはその命令を適用せねばならぬわけであるが、若し然りとすれば裁判所の命令審査の申立が全く効果の無いものとなるので、此の場合には當然

その訴訟事件に付いてのみは溯及力を有するのである。

同様の理由により憲法裁判所に於いて、その訴訟の先決問題として職權を以て命令の審査を爲した場合にも、その破毀の効果は該訴訟事件に付き溯及力を有する。

(2) 憲法八九條四項には「裁判所ニ於テ適用スベキ命令ガ憲法裁判所ノ判決ニ依リ違法トシテ破毀セラレタルモノナルトキハ裁判所ハ第三項ニ定ムル申立(命令審査の申立)ヲ爲スコトナクシテ憲法裁判所ノ見解ニ拘束セラル」とあり、隨つて一たび命令が違法として破毀せられた後に於いて、その命令の適用に付いての訴訟が起つた場合には、裁判所は過去の事實に對しても既に破毀せられた命令を適用することを得ない。

(3) 法律に付いては普通の裁判所は審査の申立を爲すことが許されないものであるから、それが破毀せられた場合の溯及的效果は甚だ限られたもので、唯憲法裁判所が自らその訴訟の先決問題として職權を以て審査を爲した場合に限られて居る。

四 憲法裁判所に依る聯邦憲法の公定解釋

憲法裁判所の第二の重要な権限は、一九二五年七月三十日の聯邦憲法の改正に依り新に追加せられたもので、憲法第三百三十八條第二項の規定が即ちそれである。それには

「憲法裁判所ハ聯邦政府又ハ州政府ノ申立ニ依リ特定ノ立法又ハ執行ノ行爲ガ憲法第十條乃至第十五條ノ規定ニ依リ聯邦又ハ州ノ何レノ權限ニ屬スルカヲ裁決ス」

とある。憲法第十條乃至第十五條の規定とあるのは、即ち聯邦と各州との間の權限の分配に付いての規定で、此等の規定は頗る抽象的である爲に屢々その何れの權限に屬するかにつき疑を生じ、而して既に之を實行してから後に憲法裁判所に依つて違憲として破毀せらるることなからしむる爲に、豫め憲法裁判所の公定解釋を求むることを得せしめて居るのである。

聯邦政府又は州政府から此の申立を爲すには、立法に付いては議會に提出すべき法律案、執行に付いては(イ)命令ならばその草案と之を發布せんとする官廳の名、(ロ)其の他の行爲ならば事實の詳細と之を決せんとする官廳の名を記載せねばならぬ。

之に對する判決は、法規 (Rechtsans) の形を以て宣告せらるることを要し、而してその判決は聯邦宰相が直に聯邦の法律公報を以て公布することを要する。

此の新なる權限に依つて、憲法裁判所は、關係政府からの要求を條件としてではあるが、實に聯邦と州との權限の分配に關して、立法及び行政行爲の憲法に適合することに付き、豫防的監督の權を行ふものとなつたのであり、現實の事件に付いての争訟の起るに先ち、豫め法律に等しき力を以て憲法の公定解釋を判定する權威を與へられたのである。それは或る意味に於いて従たる憲法制定者とも見るべきもので、唯眞の立法者と異なる所は、自己の職權に依ることを得ず、唯申請に基づいてのみ爲し得るに止まることに在る。

フィットレツリに依れば、一九二八年までの間に、憲法裁判所が此の新なる權限を行使したことは、既に六回に達して居る。

五 憲法上の保障ある權利毀損の訴

聯邦憲法第四百四條第一項には

憲法裁判所ハ行政廳ノ裁決又ハ處分ニ依リ憲法上保障セラレタル權利ヲ毀損セラレタリトシ行政上ノ審級ヲ盡シタル後提起スル訴訟ヲ裁判ス

とある。是は舊時代の帝國裁判所の権限から繼承せられたものの一で、舊い意味での憲法裁判は主として此の種の事件を意味して居たのである。それは日本の國法に於いては行政裁判に屬するものであるが、唯それに依つて毀損せられたりとする権利が憲法に依り保障せられたものであるときは、オーストリアでは舊帝國時代から、行政裁判所に屬せずして、舊くは帝國裁判所、今では憲法裁判所の裁判に屬するものとせられて居るのである。それが憲法上の保障ある権利をその他の権利よりも特に重要視することに基づいて居ることは言ふまでもない。

憲法上の保障ある権利とは何を謂ふかに付いては、憲法裁判所は頗る廣い意味に之を解し、苟も憲法の規定が遵守せらるることについて十分に個人的と見らるべき利益の存する場合に個人は憲法の遵守を要求する権利を有するものであるとせられて居る。一例を言ふと、憲法一三二條二項には「行政裁判所ノ判決ニ依り行政處分ガ取消サレタルトキハ」行政廳ハ其ノ判決ノ見解ニ從ヒ直ニ新ナル處分ヲ爲スコトヲ要ス」といふ規定が有る。然るに行政裁判所が或る大臣の不許可處分を違法として取消したに拘らず、大臣は再び別の理由を以て同じ内容の處分を爲した。憲法裁判所は之を以て憲法上保障せられた権利を毀損するものと爲した。その理由と

しては、行政訴訟に於いて勝訴を得た者は憲法一三二條二項の遵守せらるることに付き直接の利益を有するもので、その遵守を要求することは憲法上の保障ある権利であると曰つて居る。之に反して憲法上の保障ある権利を毀損する處分といふことに付いては、嚴格の意味に解せられて居る。何となれば、此の種の訴訟は一般の行政訴訟と同様に實在の行政行為に對する訴であり、而して違法の行政行為と言へば、結局は概ね皆憲法上保障せられて居る権利を毀損するものに歸するのであるから、若し憲法上の保障ある権利を毀損する處分といふことを廣い意味に解するならば、行政裁判所の権限が大部分憲法裁判所に吸収せらるることになるからである。即ち憲法裁判所の権限に屬するものとしては、行政廳の處分又は裁決が直接に憲法に違反する場合にのみ限るもので、間接の憲法違反即ち法律に違反する場合を含まないものと解せられて居る。直接の憲法違反とは二の場合を含むもので、その一は行政行為が全然法律の根據なくして行はれた場合であり、他の一は憲法違反の法律に基づいて行はれた場合である。後の場合は憲法裁判所をして法律の效力を審査することを得せしむる一の動因となるもので、之に依つて各個人からも間接に法律の憲法違反なることを主張し得せしむることとなるのである。

行政行為に依り憲法上の保障ある権利を毀損せられたりとして、憲法裁判所に出訴する爲には、行政上の審級を盡した後でなければならぬ。即ち上級廳に訴願しその裁決を経た後之に不服ある場合にのみ出訴し得るもので、最高審の裁決の有つた後四週間内に出訴せねばならぬものとせられて居る。

此の種の訴訟の過去十年間に判決せられたものは、既に三百五十七件の多數に上つて居り、興味ある判例も尠くないが、それは凡て省略する。

六、権限裁判所としての憲法裁判所

憲法裁判所はその第四の権限として、各國家機關相互の權限の争を裁判する。それは大體に於いて舊帝國裁判所の權限を繼承したもので、聯邦憲法第三百三十八條第一項には左の如く規定して居る。

憲法裁判所ハ左ニ掲グル權限争議ヲ裁判ス

一 裁判所ト行政廳トノ間

二 行政裁判所ト總テノ他ノ裁判所トノ間殊ニ行政裁判所ト憲法裁判所自身トノ間並ニ通常裁判所ト他ノ裁判所トノ間

三 各州相互ノ間並ニ州ト聯邦トノ間

構成法の規定に依れば、

(イ) 行政部と司法部との間の積極的の權限争議は、本案に付いての確定判決の未だ下されない前に提起せねばならぬ。その争議は當該事件に付き權限を有する聯邦又は州の最高官廳から、事件の發生を知つた日から四週間以内に提起すべきもので、その期間を過ぎた後は、もはや裁判所がその事件を審理することを争ふことを得ない。權限争議を提起した官廳は直にその旨を裁判所に通知することを要し、此の通知に依り、權限裁判の確定までその訴訟手續は中止せられる。

(ロ) 行政裁判所と他の裁判所又は憲法裁判所との間及び通常裁判所と他の裁判所(憲法裁判所をも含む)との間の積極的の權限争議は、既に判決の下された後に於いて、裁判所又は關係官廳の申出に依り、又は訴訟當事者の出訴に依り、憲法裁判所に於いて其の審理を開始するもの

で、それに依りその判決は其の執行を停止せらる。

(ハ) 凡て此等の者の間の消極的の権限争議は、關係當事者の申立に依りてのみ、憲法裁判所の審理に付せらる。

(ニ) 各州相互の間又は州と聯邦との間の行政事件に付いての積極的権限争議は、關係政府の何れか一から、之を憲法裁判所に提起する。争議を提起した政府は直にその旨を他の政府に通知せねばならぬ。其の提起は行政官廳に於ける審理手続を中止せしむる効果を有する。消極的の権限争議は當事者から之を提起する。

(ホ) 訴訟當事者はイ、ロ及びニの場合に於いて、當該行政官廳又は裁判所に権限争議の提起を請求することが出来る。若しそれにも拘らず四週間にその提起を爲さない場合には、その後更に四週間に當事者自身から之を提起することが出来る。

(ヘ) 権限裁判の判決は同時に之と抵觸する行爲の破毀を宣告することを要する。過去十年間に於ける権限争議事件は百六十八件に上つて居る。

七、政治責任裁判所としての憲法裁判所

オーストリア憲法は、聯邦及び各州の何れに付いても、其の最高の行政機關の地位に在る者の職務上の違法行爲に付き、法律上の責任の制度を定め、而してその責任は凡て憲法裁判所に於いて之を裁判すべきものとして居る。その規定は左の通りである。

第四百二十二條 (一) 憲法裁判所ハ聯邦及各州ノ最高機關ガ其ノ職務行爲ニ依リ爲シタル有責ノ違法行爲ニ基ツク憲法上ノ責任ヲ質スガ爲ニスル公訴ヲ裁判ス。

(二) 公訴ハ左ニ掲グル場合ニ付之ヲ提起スルコトヲ得

一 聯邦大統領ニ對シテハ聯邦憲法ノ違反ニ基ツキ聯邦總會(Bundesversammlung) 國民會議と聯邦會議との合同會)ノ決議ニ依リ

二 聯邦政府ノ各員(宰相、副宰相、各大臣) 及之ト同一ノ責任ヲ有スルモノトセララルル機關ニ對シテハ法律違反ニ基ツキ國民會議ノ決議ニ依リ

三 州政府ノ各員及州憲法ニ依リ之ト同一ノ責任ヲ有スルモノトセララルル機關ニ對シテ

ハ法律違反ニ基ヅキ當該州議會ノ決議ニ依リ

四 州知事其ノ代理者(一〇五條一項)又ハ州政府ノ各員(一〇三條二項三項)ニ對シ

テハ法律違反並ニ間接ノ聯邦行政ノ事項ニ付テハ聯邦ノ命令又ハ其ノ他ノ定(訓令)

ニ從ハザルコトニ基ヅキ、州政府ノ各員ニ對シテハ此等ノ事項ニ付尙州知事ノ訓令ニ從ハザルコトニ基ヅキ、聯邦政府ノ決定ニ依リ

- (三) 前項第四號ニ依リ聯邦政府ヨリ州知事又ハ其ノ代理者ニ對シテノミ公訴ヲ提起シタル後第百三條第二項ニ依リ間接ノ聯邦行政ノ事項ヲ委任セラレタル州政府ノ他ノ各員ガ前項第四號ノ意義ニ於テ責ニ任ズベキコトヲ知りタルトキハ聯邦政府ハ其ノ公訴ニ對スル判決ノ下サルルマデ何時ニテモ此等ノ州政府員ニ對シテモ其ノ公訴ヲ及ボスコトヲ得
- (四) 憲法裁判所ノ判決ニ依リ課スベキ制裁ハ官職ノ喪失トス、特ニ情狀重キトキハ參政權ノ停止ヲ宣告スルコトヲ得。第二項第四號ノ場合ニ於テ輕微ノ違法ニ止マルトキハ憲法裁判所ハ單ニ違法行爲アリタルコトヲ決定スルノミニ止ムルコトヲ得

(五) 大統領ハ第二項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ公訴ヲ議決シタル議會、第四號ノ

場合ニ於テハ聯邦政府ノ要求ニ依ルニ非ザレバ第六十五條第二項第三號ニ依ル權利(恩赦權)ヲ行フコトヲ得ズ、何レノ場合ニ於テモ被告ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第四百十三條 第四百十二條ニ定メタル公訴ハ刑事ノ訴追ヲ爲スベキ行爲ニシテ被告ノ職務行爲ト繋聯スルモノニ基ヅキテモ之ヲ提起スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ憲法裁判所ガ專ラ其ノ裁判權ヲ有ス、若シ通常刑事裁判所ニ於テ既ニ審理繋屬中ナルトキハ其ノ審理ハ憲法裁判所ニ移サル、憲法裁判所ハ此ノ如キ場合ニ於テハ第四百十二條第四項ニ定ムルモノノ外刑法ノ規定ヲモ適用スルコトヲ得

此等の外に尙憲法第四百十五條には「憲法裁判所ハ特別ノ聯邦法律ノ規定ニ依リ國際法違反ニ付裁判ス」といふ規定が有るが、此の法律は未だ制定せられない。

今日までに、此等の規定に依り責任訴訟の提起せられたのは、聯邦政府から州知事を被告として訴へたのが二件あるのみで、それは共に州知事としてのヴィーン市長に對して提起せられたのであつたが、二件とも無罪と決せられた。

八、選舉裁判所としての憲法裁判所

憲法第四百四十一條には

憲法裁判所ハ國民會議、聯邦會議、州議會及共ノ他總テノ一般代表會議 (allgemeine Vertreterversammlung) 議員ノ選舉ニ關スル争ヲ裁判シ及此等ノ代表會議ノ一ヨリノ申立ニ依リ共ノ議員ノ資格喪失ノ宣言ヲ決定ス

とあり、即ち憲法裁判所は、聯邦と各州とに通じて、凡てその議會の選舉に付いての争並に議員の被選舉權の有無に付いての唯一の中央裁判所たるものである。

既往十年間に選舉訴訟の提起せられたものは、國民會議の選舉に付き八件、聯邦會議二件、州議會三件、市町村會二十三件、郡會一件。合せて三十七件であり、資格喪失の訴は全部で十七件である。

資格喪失に付いての最も興味ある判例として、アイゼンマンの擧げて居るのは、グルゲンラント州の市會から提起した訴訟で、その州の法律では議員がその所屬の政黨を脱退したときは

當然議員の職を失ふものと定められて居り、而して或る議員がその政黨の地方支部から除名せられたので、此の規定に依り資格を失つたものとしてその宣告を求めたのであつたが、憲法裁判所は此の法律が有效であることは否定しなかつたけれども、別段の定なき限り除名は黨全體の議を以て決せられるべきもので、地方支部の爲し得べき所ではないとして資格を失はないものと判定した。

九、特別行政裁判所としての憲法裁判所

最後に尙憲法裁判所は特殊の行政事件に付いての裁判權を有する。それは大體に於いて二種類に分れる。一は官公吏の訴訟であり、一は一般の公の財産權に付いての訴訟である。

前者は憲法第三百三十七條第二項及び第四百四十四條第二項及び第三項の定むる所で、その規定は左の通である。

第三百三十七條 (一) 憲法裁判所ハ聯邦、州(郡)及市町村ノ職員 (Angestellten) ノ公法上ノ勤務關係 (öffentlich-rechtliches Dienstverhältnis) ニ基ツク權利ニ付裁判ス。此ノ場合ニ於

テ憲法裁判所ニ出訴スルニハ聯邦法律ニ依リ直ニ憲法裁判所ニ出訴シ得ベキモノト定メタル場合ヲ除クノ外行政上ノ審級ヲ盡クシタル後ナルカ又ハ第一審若ハ上級審ノ行政廳ニ於テ聯邦法律ノ定ムル期間内ニ裁決ヲ爲サザル場合ナルコトヲ要ス。懲戒處分ノ違法ナルコトノ主張ハ出訴ノ理由ト爲スコトヲ得ズ。

第四百四十四條 (二) 憲法裁判所ハ聯邦、州(郡)及市町村ノ職員ノ公法上ノ勤務關係ニ基ツク權利ガ行政廳ノ處分又ハ裁決ニ依リ毀損セラレタリトスル訴ヲ裁判ス、但シ其ノ訴ヲ爲スハ聯邦法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外行政上ノ審級ヲ盡クシタル後ナルコトヲ要ス

(三) 懲戒處分ノ違法ナルコトノ主張ハ此ノ如キ訴訟ノ理由ト爲スコトヲ得ズ

之に依リ官公吏の訴訟は全部憲法裁判所の裁判に屬するもので、その訴の提起せられるものは極めて多數で、過去十年間に二千六百十三件に上つて居る。此の種の訴訟だけは特に簡易の手續を取り部會で爲し得べきものとせられてゐる。

後者は憲法第三百三十七條第一項の定むる所で、其の規定は左の通りである。

憲法裁判所ハ聯邦、州、又ハ市町村ニ對スル財産法上ノ請求權ニシテ通常ノ訴訟手續ニ依リ決定セラレザルモノニ付之ヲ裁判ス
即ち民事事件に屬せざる財産權に付いての裁判は憲法裁判所の審理に屬するもので、十年間の統計は五十五件である。

十、結 言

オーストリアの憲法裁判所の有する權限は、大體以上三乃至九の諸項に列記した通りである。同裁判所が此の重大なる任務を盡す上に於いて、果して遺憾なき成績を擧げ得たか否かに付いては、十分に之を判断すべき材料を得ないけれども、アイゼンマンは左の如き語を以て大にその功績を賞揚し以てその著の結論として居る。曰く

『オーストリアの憲法裁判所は、憲法裁判の爲に設けられた特別の裁判所としての、世界に知られた最初の實例である。』

その僅々八年間(同書は一九二八年の出版である)の運用は、此の新たな制度の價値を決定的に批

判する爲には、その期間が疑もなく餘りに短い。併し此の短い経験に依つてすらも、既に憲法裁判所が此の重大且つ困難な政治的仲裁の役目を盡すに、十分適當した機關であることを證明し得た。

裁判所の判決を分析しただけでも既に此の結論の正當なことを示し得るが、その外に尙其の證據を必要とするならば、二の有力なる事實を擧げることが出来る。その一は立法で、一九二五年の憲法改正に依り更に著しく憲法裁判所の権限を擴張したことは是である。若し過去の経験が失敗として認められたならば、此の如き権限の擴張は思も寄らなかつたであらう。他の一は憲法裁判所に提起せらるる訴訟の實際の状態である。一方に於いては、各州は殊に此の制度を以て分権主義に對する集権主義の武器として、聯邦が各州の分立的傾向を抑壓する爲に設けたものとして、敵視すべく推測せらるるにも拘らず、最近までに聯邦と各州との間の権限の限界に付いて、憲法の公定解釋を憲法裁判所に要求し來つたのは、常に各州の側からのみで、各州が自分の任意に他の如何なる勢力からも促されずに、此の訴を提起したのであることから見て、各州が憲法裁判所と其の判決の一般に公平なことに對して厚き信用を有することを示すも

ので、それに依つても憲法裁判所が聯邦又は各州の何れにも偏頗な感情を有せず公平に其の憲法上の限界を維持することに努めて來たことを證明するものではなからうか。一方に於いては其の判決は或る政黨が特に重きを置いて居る法律又は命令の審理に付いても、又は殊に各個人の自由權の問題に付いても、政府黨と反對黨とを問はず、凡ての政黨に對し各場合に應じそれぞれ満足を與へて居る。それに依つて全然黨派的偏見の無いことの明な證據と爲すことが出来る。

併しながら、憲法裁判所が斯く自分の與へられた権限を嚴守し、その重大な權力を濫用しないやうに自ら戒めて居ると同時に、尙一般に言つて、憲法裁判所の判決に依り、行政作用の上に、又は舊時代から傳はつた法律の上に、憲法の基本主義を貫徹せしめようとする傾向を窺ふことが出来る。何故かと言へば、個人の公權に關して憲法上の争の起るものは、主としては新憲法以前から傳はつた法律に付いてであつて、而して此等の法律は現在の憲法と調和し難いものが多い爲に、裁判所は法律を破毀する場合よりも、却つて法律が既に效力を失つたものと宣告することが多く、殊に最近に於いては、憲法裁判所は憲法の自由主義的精神に基づき眞正の

意義に於いての自由主義的の判決を爲すことが普通となつたからである。若し此の傾向が續いたならば、憲法裁判所はオーストリアの國法から舊時代の遺物を除き去り、個人の自由殊に良心の自由の理想を實現し得るに至るであらう。

此の他、オーストリアの憲法裁判所の経験は、憲法裁判制度の組織に付いて、憲法裁判を凡ての通常裁判所に委ねるか又は唯一特別の裁判所の権限に屬せしむるか、言ひ換ふれば憲法裁判の放散制と集一制との何れを適當とするかの問題に付き、總ての抽象的の議論よりも遙に勝る善き教訓を與ふるものである。

オーストリアの制度は、此の第二の主義即ち憲法裁判を唯一の裁判所の権限に屬せしむる制度の最初の経験であり、而してそれは放散制の憲法裁判よりも、遙に合理的であり、遙に實際に適切であることが明白に示されたものといふことが出来る。

それに依つて憲法上の争に付き唯一確定の解決を求むることが出来、各種の訴訟毎に新なる憲法上の争の起ることの煩を除き、凡てに對して一樣に法律の效力を確定することが出来る。殊に憲法違反の法律を、一訴訟事件のみに付いてではなく、絶対に無効ならしむることは、唯

此の集一制の憲法裁判に依つてのみ爲し得る所である。』

著者は此の如く強く此のオーストリアの制度を讚美した後、最後に『憲法の維持擁護は唯二の途あるのみである。或は之を立法者自身に委ねるか、或は特別の裁判所を設置して立法者が憲法を尊重することを擔保するの任を有せしむるか、その何れか一を選択するの外には途は無い。その選擇に何の疑が有らうか』と曰つて居る。

書庫

昭和九年六月一日印刷
昭和九年六月八日發行

憲法と政黨
定價壹圓五拾錢

著者 美濃部達吉

發行者 東京市京橋區京橋三ノ四
鈴木利貞

印刷者 東京市神田區錦町三ノ廿五
前田宗松

發行所

東京市京橋區京橋三ノ四
株式會社 日本評論社
電話 京橋六一九一—四
振替 東京一六六

東京・神田・文成社印刷

法律資料第一課
27.9.16
調查立法考查局

美濃部達吉著

議會政治の檢討

價 三・〇〇
送料 一四

内 容
第一編 議會政治の檢討
第二編 時事憲法論
第三編 政局雜觀
第四編 選舉修正問題
第五編 雜 算

美濃部達吉著

議會制度論

價 一・五〇
送料 一四

内 容
第一章 議會制度の歴史
第二章 議會制度の本質
第三章 議會の構成
第四章 議會の權限
第五章 議員法

イエリネツク著
美濃部達吉譯

人權宣言論

價 一・二〇
送料 〇六

内 容
一、人權宣言論
二、少數者の權利を論ず
三、歷史上に於ける國家
の種々相
四、憲法の改正と憲法の
變遷

東京市京橋區
京橋三丁目四

日本評論社

東京
振替
六一

FUKUOKA SHOIN
福岡書院
FUKUOKA SHOIN

94

